

諮問番号：諮問第 84 号

答申番号：答申第 84 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県久留米県税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った平成 31 年度自動車税賦課処分 2 件（ を登録番号とする自動車を対象とするもの及び を登録番号とする自動車を対象とするもの。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。

外国に比べて高すぎる。新車、中古車の税額が同じであること及び 12 年以上使用すれば税額が高くなるのはおかしい。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、地方税法の枠内で定められた福岡県税条例第 48 条、第 50 条及び第 51 条に則り適切に行われたものである。よって、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件処分は、税額において違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、税額に関し、現行の法令上の制度に対する不服を申し述べているものと認められるが、処分庁は、現行の法令の定めに基づいて処分を行うべきものであり、これと異なる処分をすることはできない。

そのほか、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月16日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和2年7月9日の審査会において、調査審議した。また、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

第5 審査会の判断の理由

処分庁は、福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第48条、第50条及び第51条の規定に基づき、適正に処分を行っており、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清 信

委員 内田 敬 子

委員 倉員 央 幸